

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年2月12日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第4号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表歴史資料館の項の次に次の1項を加える。

市 税 事 務 所	所長 室長 課長 担当課長
-----------	---------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)